

平成30年審査の目標期間の達成状況等について（公表）

平成31年1月25日

● 審査期間の目標及びその達成状況について

愛媛県労働委員会は、不当労働行為事件の審査期間の目標を、申立てを受けた日から起算して概ね1年以内としています。

平成30年中に終結した事件は、ありませんでした。

● 不当労働行為事件の処理状況等

平成30年中の不当労働行為救済申立事件の係属件数は、新規1件（対前年比1件増）です。

平成30年中に終結したものはなく、1件を翌年に繰り越しました。

事件 番号	申立人	申立 年月日	終結 年月日	申立 該当号	申立内容	終結 区分	審査 委員	参与委員		処理 日数
								労	使	
平成 30年 第1号	個人	30.2.14	—	3	支配介入禁止	(繰越)	(長) 村田 ・ 大野	砂田	伊勢家	係属中

(参 考)

労働組合法第27条の18（審査の期間）

労働委員会は、迅速な審査を行うため、審査の期間の目標を定めるとともに、目標の達成状況その他の審査の実施状況を公表するものとする。